

主 文
被告人を禁錮3年に処する。
理 由

【犯罪事実】

被告人は、令和5年3月1日午後2時47分頃、普通乗用自動車を運転し、大阪市a区bc丁目d番e号付近道路を南から北に向かい時速約46～49kmで進行してきて、同所先の信号機により交通整理の行われている交差点を南から東に向かい右折進行するに当たり、前方左右を注視し、ハンドル・ブレーキを的確に操作し、進路を適正に保持して右折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、ハンドル・ブレーキを的確に操作することなく、アクセルペダルを踏み込んだ過失により、自車を右折進行させることなく加速させて右前方の対向車線に逸走させて、同区bc丁目f番g号先のA病院西側歩道を乗り越えさせた上、同病院出入口階段付近にいたB（当時86歳）及びC（当時75歳）に自車前部を衝突させるなどして路上に転倒させ、よって、両名にそれぞれ脳挫傷の傷害を負わせ、同日午後3時2分頃、同所において、両名を前記各傷害によりそれぞれ死亡させた。

【事実認定の補足説明】

第1 争点

本件において、前記犯罪事実記載の日時場所のとおり、被告人の運転する自動車が事故を起こし、被害者2名が死亡したことは関係証拠から明らかであり、当事者間に争いはない。弁護人は、被告人が本件事故の際に咳嗽性失神によって突発的に意識を喪失していたから、被告人に過失はないと主張するので、被告人に過失があったかどうかは本件の争点である。

第2 判断

1 事故状況について

関係証拠によれば、本件事故の状況は以下のとおりであったと認められる。

- (1) 被告人は、通院した後に自宅に帰るために一人で普通乗用自動車（以下「本件自動車」という。）を運転しており、南から北に向かって進行して、大阪市 a 区 bc 丁目 d 番 e 号先の信号機により交通整理の行われている交差点（以下「本件交差点」という。）に差し掛かった。本件交差点の南北方向の道路は片道 2 車線であるが、北向きの道路は交差点手前に右折レーンが設けられており、右折レーンがある部分は 3 車線になっている（第 1 車線は直進及び左折レーン、第 2 車線は直進レーン、第 3 車線は右折レーンである。）。被告人は、自宅に帰るために本件交差点を右折するつもりであった。
- (2) 本件自動車は、第 2 車線を進行して本件交差点に差し掛かったが、本件交差点に進入する手前で急加速をし、本件交差点に進入した頃にやや右寄りに進行方向を変え、本件交差点北側の対向車線に進入した後、直進して対向車線東側の歩道に乗り上げ、その先にいた被害者 2 名に衝突した後、ガスメーター等に衝突して停止した。
- (3) 本件自動車は、本件交差点の 1 つ前の信号機のある交差点を過ぎた後に第 1 車線から第 2 車線に車線変更しているところ、その頃は時速約 46～49 km で走行していた。本件自動車は、本件交差点の手前で急加速をし、本件交差点北側の対向車線に進入する頃には時速約 82 km、東側歩道に乗り上げる頃には時速約 87 km であった。また、本件自動車は、本件交差点に進入した後にブレーキをかけた形跡はない。

2 咳嗽性失神について

関係証拠によれば、次のような咳嗽性失神に関する医学的知見等が認められる。

- (1) 失神とは、一過性に突然発症し意識をなくして倒れることを言い、通常は 1 分ぐらいの短時間で自然に回復する。失神した場合には、脳が酸素不足となって筋肉が弛緩するので身体を支えることができなくなって倒れる。筋肉が弛緩するため、アクセルペダルやブレーキペダルを意識的に踏んだり、ハ

ンドルを操作することはできない。

- (2) 咳嗽性失神とは、失神の種類の一つである。そのメカニズムは明確に特定されていないものの、力んで咳をすることを繰り返すことなどによって脳に血液を送ることができなくなり脳が虚血状態となって失神する。咳嗽性失神はまれな病態であるが、失神を起こす原因疾患の約2.6%を占めるとの文献も存在する。

3 検討

- (1) 被告人は、当公判廷において、本件交差点を右折しようと思っていたが、咳をしていたために、右に曲がりかけた時点で意識を失った、意識を取り戻したのは事故が発生した後であった旨を述べる。

ここで、前述のとおり、失神すれば意識を失って筋肉が弛緩し、アクセルペダルやブレーキペダルを意識的に踏んだり、ハンドルを操作することはできない。しかし、本件自動車は、本件交差点内に進入した頃にやや右寄りに進行方向を変えているのであるから、その時点で被告人はハンドルを右に転把している。そうすると、被告人はハンドルを右に転把した時点において失神しておらず、その前の本件自動車が急加速した時点においても失神していなかったと認められる。したがって、本件自動車が急加速をしたのは失神の影響によるものでなく、被告人がアクセルペダルを踏み込んだためである。

本件における過失は、本件交差点を右折するに当たって、前方左右を注視せず、ハンドル・ブレーキを的確に操作することなくアクセルペダルを踏み込んだという過失であると特定されているところ、本件事故の状況に照らせば、これは本件交差点手前でアクセルペダルを踏み込んだことを指している。そして、その時点において被告人は失神していなかったと認められるから、本件事故の際に被告人が突発的に失神しており被告人に過失はない旨の弁護人の主張は採用できない。

被告人による説明がなく、被告人がどのように考えてアクセルペダルを踏

み込むことになったかは定かでないものの（被告人の説明がない理由としては事故の影響による逆行性健忘の可能性が考えられる〔第8回公判調書中のD供述部分〕。）、本件交差点を右折しようと考えていたにもかかわらず、本件交差点手前で急加速するほどアクセルペダルを踏み込んだ点に自動車運転上の注意義務違反があったことは明らかである。

- (2) 弁護人は、被告人には、本件交差点手前で急加速する理由はないところ、失神したことによって被告人の身体が脱力して前傾となって崩れ落ちたことによってアクセルペダルが踏み込まれた可能性があるとして主張する。

確かに、右折しようとしている交差点の手前で急加速することは一般的には考え難いものの、右折待ちの自動車を加速して追い越そうとしていたが、対向車線を右折先の道路と見誤った可能性や、交差点までの距離感を見誤った可能性、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違え、間違えたまま踏み続けた可能性が指摘されており（甲31）、これらの可能性は否定されない。

さらに、弁護人の主張するように急加速の時点で被告人が失神していたのであれば、本件交差点内で本件自動車がやや右寄りに進路を変えたことを合理的に説明することができない。

また、弁護人は、回避行動が欠如していることも被告人が失神していたことを推認させる根拠として主張するところ、本件自動車が対向車線に進入した後には回避行動がとられていないことは弁護人の指摘するところである。しかし、本件自動車が急加速したことや対向車線に進入したことによって被告人がパニック状態になり、回避行動をとることができなかったという可能性は十分に考えられる。

弁護人の指摘を踏まえても、被告人が失神していなかったとの前記認定は左右されない。

第3 結論

以上のとおり、被告人が本件事故の際に失神していたという合理的疑いはなく、

被告人には判示の過失があると認められる。

【量刑の理由】

本件において、被告人は、右折しようとしていた交差点に入る前に加速し、交差点内で不十分なハンドル操作をしたために対向車線に進入してしまうという運転をしている。しかも、被告人は、右折レーンがあり、右折待ちのために交差点内で待機していた自動車があったにもかかわらず、その左側の直進レーンから右折しようとしたものである。被告人がどのような考えからこのような運転をしたかは定かでないものの、本件における被告人の運転操作は異常なものであって、その過失は、一般人であればしてしまう可能性を持つ過失とは一線を画する重大なものである。

本件においては、2名の被害者の生命が奪われており、その被害が極めて重大なことはいうまでもない。被害者らは、歩道の奥にある病院の敷地内にただけで、高速度で歩道を乗り越えてきた自動車を避けることはおよそ不可能であって何らの過失もない。被害者らは高齢ではあったものの、編み物の展示会に参加したり保育園の理事を務めたり、あるいは家族旅行を楽しむなどそれぞれの人生を歩んでいたところ、本件事故によって、突然、その生命を奪われたもので、その無念は察するに余りある。被告人の事故後の遺族への対応も全く不十分であり、被害者両名の遺族が、法廷において被告人の厳罰を希望する旨を述べているのも当然である。

このような過失及び結果の重大性に照らせば、本件においては、被告人を実刑に処するほかない。

被告人が加入している任意保険により遺族に対する賠償がされると見込まれること、被告人が、被害者や遺族に申し訳ないと述べるほか、免許証を返納し、二度と自動車を運転しない旨を述べて一定の反省の態度を示していること、前科がないことなどの被告人のために酌むべき事情は刑の期間において考慮することとし、主文のとおり刑に処することとした。

(求刑 禁錮4年)

令和8年4月21日

大阪地方裁判所第15刑事部

裁判官 深 見 翼